平成２９年（フ）第３５９号
川崎市多摩区菅５丁目20番６号　ピアビレッジⅢ　201
債務者　川田　尚宏
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３６０号
川崎市幸区古市場1820番地　ＮＭハウス202、前住所川崎市幸区東古市場87番地　プラザカワダ　301
債務者　宍戸　佳子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３６５号
川崎市多摩区西生田４丁目１番21―303号
債務者　中村美樹也
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３６６号
川崎市川崎区砂子２丁目６番地16　フェニックス川崎参番館　302、前住所沖縄県名護市宇茂佐の森３丁目３番地３
債務者　衣笠　泰邦
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４０６号
川崎市宮前区東有馬２丁目１番32号　グリーンハイツ小島　101
債務者　黒沢めぐみ
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４０７号
川崎市川崎区日進町10番地５　初音　115号、前住所川崎市川崎区藤崎４丁目16番10―206号　エクラン川崎藤崎
債務者　泉田　勝彦
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４０９号
川崎市川崎区川中島１丁目３番10号　フォレスト大師　106
債務者　下松瀬幸子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１３号
川崎市川崎区京町１丁目２番23―303号　ミユキハイツⅡ
債務者　宮田　芳子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第９８３号
愛知県あま市下萱津山伏92番地　コンフォルトカーサ103号
債務者　川中　千里
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６８７号
京都市西京区大原野西境谷町３丁目６番地３棟403号
債務者　島元　寿浩
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２８号
京都府与謝郡伊根町字泊1493番地、前住所京都府宮津市字宮村1229番地の１　レオパレスジョルディン天橋立121
債務者　大西　優依
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第１６５号
高知市高須３丁目25番８号
債務者　佐々木恵子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２６８号
熊本県上益城郡益城町大字木山566番地４エスポワール益城203号
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２６８３号
大阪府枚方市養父丘２丁目３番44号
債務者　岡島　拓也
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８６８号
大阪市西成区千本北２丁目10番35号
債務者　九浦　千寛
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９２１号
大阪府池田市畑３丁目５番22号（101号）
債務者　池田　憲治
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部